

「地域を支える建設業検討会議」第37回全体会議 概要

1 日 時

令和元年8月8日（木） 10時00分～12時05分

2 場 所

長野県庁 西庁舎 110号会議室

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局）

（以下、「県」。ただし、建設技監又は技術管理室長は「座長」。）

4 議 事

（1）県からの報告事項（県から説明）

① 入札制度の見直し等について **県資料1**

[協会] 総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行において、②地域貢献度が
高い配点はありがたい。協会は県と災害時応援協定を締結しており、協会
に加入している会員を加点できるようにしていただきたい。

[県] 現地機関ごとに選択項目において評価することは可能となっている。災害
協定の加点については災害対応の中で取り入れる事は可能と考えるが、今
後検討したい。

② 建設工事におけるICT技術活用の拡充について **県資料2**

③ 建設現場の週休2日の推進に向けた取組について **県資料3**

[協会] 週休2日の実施状況が19%は低いと感じるが、企業にも様々な理由がある
と思われる。現場の支障物が原因になることもある。実施できない理由を
把握して、より多く実施できるようにしてほしい。

[県] 週休2日の取組を希望しなかった数社へ聞き取りをしたところ、制度の周
知不足、業者が不慣れなこと、下請会社等との関係などが理由であった。
取組んでみると意外と達成できることを伝えていきたい。

④ 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について **県資料4**

⑤ 建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について **県資料5**

[協会] 小中学校の出前講座において、親子現場見学会を実施しているが、バス代
もかかるので補助を検討していただきたい。

[県] 経費が負担になっていることは認識している。ご要望として伺った。

⑥ 建設業に関わる経営者の意識調査（アンケート）について **県資料6**

⑦ 豚コレラまん延防止のための注意喚起について **県資料7**

[協会] 松筑支部から農政部へ養豚場等の位置を教えていただくよう連絡している。事前に必要な資機材の検討をしたいため、教えていただきたい。

[県] 担当課へ伝えたい。

・ その他項目について、特に意見等なし

(2) - 1 協会からの要望事項【協会資料 No. 1】

① 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靱化の長期計画策定について

[協会] 地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たし、頻発する災害から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、災害に強い国土づくりに貢献するとともに、働き方改革、生産性向上を進め、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、経営基盤の強化、経営の安定化が大変重要である。

このため、公共事業費について下記を要望する。

- ① 令和2年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をお願いする。
- ② 社会資本整備の計画的推進と、防災・減災、県土強靱化の長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いする。
長野県では2018年に第2期長野県強靱化計画を策定されているが、計画期間が2022年度までの5年間であり、さらに長期の計画策定を要望する。
- ③ 予算の執行に当たり、更に平準化が進むようお願いする。

[県] ① 令和2年度は3か年緊急対策の3年目であり、これに必要な予算を計上するとともに、今後も公共事業予算の確保に努める。
② 社会資本整備や防災・減災、県土強靱化に資する予算については、今後も必要な額が確保できるよう努める。

第2期長野県強靱化計画は、本県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン2.0」と計画期間を合せており、平成30年度から令和4年度までの5か年計画として策定した。国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議が8月2日に開催され、社会資本整備総合交付金の配分計画の重点化、要件化が議論されているところ。

長期計画策定のご要望をいただいたが、まずは、第2期長野県強靱化計画の目標達成に向け、事業を着実に推進する。

- ③ 平準化対策として、上半期に概ね6割以上の契約を目標としているほか、平成30年度2月補正予算については、6月末までに公告することを目標とした。

平成30年度2月補正予算の公告の状況は、6月末までに発注予定件数の概ね9割。6月末時点の執行状況（契約額）は、昨年度の同時期と比較すると、約1.3倍となっている。

ゼロ県債を含む債務負担行為や、早期契約制度、フレックス工期契約制度を活用することで、発注及び施工時期の平準化に取り組んでいるところ。引き続き、平準化に努める。

平準化率は、長野県が0.90で全国平均の0.75を上回っている。発注者協議会において市町村へ平準化の取組を働きかけ、更なる推進に努める。

[協会] 強靱化計画は市町村の策定が少ない。市町村も計画を策定し、計画に基づく事業を行ってほしい。策定が広まるようにしてほしい。

[県] 市町村建設担当部課長へ策定を依頼している。発注者協議会においても市町村に対して働きかける。

② 担い手3法の全ての発注者への浸透について

[協会] 公共工事の発注者の責務として、「適正な利潤」への配慮を位置付けた前回の品確法改正から5年たち、今回、新・担い手3法が公布された。災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、持続可能な事業環境の確保などが柱である。

東日本建設業保証株式会社管内で比較すると、長野県建設企業の売上高営業利益率は下位より2番目と低く（H29年度決算）、特に売上高1億円未満の企業はマイナスである。長野県内における公共事業費においては、市町村工事の占める割合も大きいため、新担い手3法、特に品確法の趣旨が市町村や県の外郭団体も含めて、全ての公共事業の発注者へ浸透されるようお願いする。

[県] 県では、国、県及び県内市町村で構成される「長野県発注者協議会」を毎年度開催し、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について意見交換を行うとともに、発注者間の連携及び協力体制の強化を図っているところ。

また、本年6月に、新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）が改正となったことを踏まえ、今年度は8月と11月に長野

県発注者協議会を開催し、改正された3法の理解の浸透を図るとともに、意見交換を行う予定としている。

新・担い手3法については、今後、法改正に伴う基本方針や運用指針の改正が予定されており、市町村へ情報提供等を行うとともに、浸透を図るよう努める。

③ 失格基準価格改定の御礼と低入札価格調査基準価格の算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げについて

[協会] 県においては、この8月からの公告案件より、建設工事における失格基準価格の見直しをされ、これまでの予定価格の87.5%～92.5%の変動制となっていたのを、89.5%～94.5%に2%引き上げられた。

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(公契連モデル)との整合をとったとの事であるが、建設業協会として長年に亘り要望してきたものであり感謝申し上げる。

一方で、低入札価格調査基準価格を算出する計算式において、平成29年4月に直接工事費の算入率が95%から97%に引き上げる見直しが行われたものの、一般管理費等に乗ずる係数は0.55に据え置かれたままである。

一般管理費は、経営の安定化、人材育成・雇用の確保のために必要不可欠な経費であり、この費用の削減は経営の圧迫に繋がるものとする。

このため、低入札価格調査基準価格の算定方法について、一般管理費等の算入率を現行の5.5/10から、現場管理費と同じ9/10に変更する等、さらなる引き上げをお願いする。

[県] 県の失格基準は、公契連モデルを参考として、県独自に設定している。このうち、上限値の設定にあたっては、直接工事費の係数は100%、一般管理費の係数は75%としており、公契連モデルの係数よりも高い値を用いている。

失格基準の更なる見直しについては、国の動向を注視するとともに、落札率等の状況や県内建設業の利益率の推移等をみて判断してまいらる。

市町村も見直しをしていると考えるが、発注者協議会において、県の取組を説明したい。

国への要望を含む主旨か確認したい。

[協会] 国へも要望をお願いしたい。市町村へは各支部役員から要望したい。県からも、市町村が取り組むよう強く指摘してほしい。

④ 小規模維持補修工事について

[協会] 長年に亘り要望してきた複数年継続契約が、今年度から試行されること

に感謝する。

一方で、現在、県の管理する道路の維持・補修については、県下全域で道路維持補修業務の民間委託により行われているが、河川・砂防の維持・管理等は含まれていない。

- ① 地域の維持修繕は河川・砂防を加えた包括的維持修繕工事への移行を引き続き要望する。
- ② 小規模補修工事の諸経費率は平成 28 年度より 80%（平成 27 年度まで 70%）となったが、労務単価等諸経費が上がっており、現在の上限 200 万円では必要十分な工事ができないのが現状。（小規模補修工事の）上限の引き上げを要望する。

- [県]
- ① 道路維持補修との一体的な契約については、今年度から実施された複数年継続契約の状況を確認しながら、引続き研究したいと考えている。協会においては、昨年度に整理した既存施策の積極的な活用をご検討願う。
 - ② 小規模補修工事で実施できる需用費については、財務規則の運用通達において 200 万円未満とされている。
この上限額の引き上げについては、労務単価の上昇等の状況の変化も踏まえ、研究していく。

⑤ 材料単価における山間地域運搬の加算の廃止について

[協会] 県の平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う土木工事について、生コンクリート、加熱アスファルト合材、骨材、石材の材料単価において、山間地域運賃の加算が廃止された。廃止の理由は、道路網の整備等により、山間地域の定義があいまいとなり、運賃加算の必要がないとされている。しかし、依然として生コンクリート価格表に山間地域の地区割増料金が設定され、割増料金を請求されている地域もある。

生コンは、製造から工事施工までの時間的制約がある製品であり、運搬も含め現場着単価で取引がなされており、生コン販売者が運搬費である山間地域の割増料金を設定している現状を鑑みると、従来と同じように実勢価格を反映した設計単価の設定を要望する。

[県] 県は、工事等の予定価格を算出するため、使用頻度の高い資材等について、県の単価を設定している。

これは、資材等の市場での取引価格は、取引条件等に基づき取引者間の交渉によって決まるもののため、絶対的な価格がなく、実際の取引価格には幅があることから、予定価格を算出する便宜上、県が設定しているもの。

この県が設定する単価は、県が資材価格調査業務を専門業者に委託し、市況における実勢価格等の調査結果に基づき、各地域に適用する代表的な

単価として設定しているものであり、全国で一般的に用いられているもの。

県の設定単価は、予定価格を算出するため便宜上設定しているものであることから、実際の取引価格を拘束するものではない。ご理解をお願いしたい。

工事の入札において不調や不落が発生した場合は、原因を確認し、仮に県の設定単価に問題がある場合は、特別調査や見積りを行うなど適切に対応していく。

また、山奥の新規の工事現場など、市況がない範囲における生コンの単価については課題があると認識しており、対応を研究していきたいので、時間をいただきたい。

今後、市況の把握に努め、実勢価格を反映した設計単価の設定を行っていく。

[協会] 廃止の理由の中に「道路網の整備」がある。設計変更や各地域の事情を調査し、柔軟に実勢価格の設定に取り組んでもらいたい。

[座長] 研究していきたい。

(2) - 2 協会からの報告事項

- ① プレミアムサタデーの実施状況について【協会資料 No. 2】
- ② 令和元年度長野県建設業協会における就労促進・働き方改革に資する取組について【協会資料 No. 3】
- ③ 平成 30 年度除融雪業務に関する実態調査結果について【協会資料 No. 4】
 - ・ ①～②について、特に意見等なし。③は、分科会報告において説明。

(3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

※本会議と重複する内容は省略。

①技術力の確保・向上分科会

- ・ 7月3日に本年度第1回目の分科会を実施。
- ・ 建設現場の働き方改革、建設業における就労促進の取組、外国人材活用について報告及び意見交換を実施した。
- ・ 就労促進に関しては、建設系学科高校生への取組に加え、普通科高校生向けの取組が検討されており、協会としても実施していきたい。

②維持管理・危機管理分科会

- ・ 7月19日に第30回分科会を開催。

- ・ 除雪業務における J V 化の推進について、県は、時間外労働時間の規制が厳しくなるなかで、オペレーターの確保が懸念されるため、J V 化により交代要員の確保を推進していきたいが、J V 化は地域の実情もあるため、できる範囲で行っていくとの説明があった。協会からは、県が主体で方針を打ち出すよう要望。
- ・ 道路河川情報システムの改善について、第 36 回全体会議で説明したとおり、大規模地震時パトロール訓練を実施の際に、システムに意見をいただき、本年 4 7 月にシステム改修した。本年の訓練で検証する予定。
- ・ 【資料 No. 4】除融雪業務の実態調査を行った。雪が少ない中南信は採算が厳しい。機械とオペレーターの高齢化、若者の除雪従事者の減少により除雪業者の撤退が懸念される。県の待機補償以外に会社独自の待機補償を 35%の社が支払っている。除雪業務の担い手不足を解消するための待機補償費の設定を要望した。安定的な除雪体制の維持を図るため、最低補償制度の検討も願います。

③施工・品質確保分科会

- ・ 6 月 15 日に開催。
- ・ 書類の簡素化、標準化は、意見交換として協会から現場担当者等へのアンケート結果など課題となる点を説明した。
- ・ 建設工事に使用する資材等の予定価格の算出について、入札公告日適用は、関東地域では長野県のほか 1 県のみであったが、長野県も 6 月から全ての工事において起工起案日が適用された。
- ・ 単価の冊子版資料は長野県のみであり、ウェブ版は情報量が多いため改定したいとのことであり、10 月 1 日以降に起工する案件からの適用予定と報告された。
- ・ 入札公告時における図面について、施工箇所の色は発注者の負担が大きいため、旗揚げのみとすることについて、異議なく、了承した。
- ・ 受注者が求める施工時期の平準化について、意見交換を行い、発注の時期は早くなったが、着工が早くなった実感がないことを協会から説明した。河川工事は、出水期の工事はリスクが非常に大きいため、施工時期の検討をしてもらいたい。4～6 月は工事がしやすい時期のため、前年度発注を前向きに検討してほしい。真夏の工事について意見交換した。

(4) その他意見交換

○ 事務局から説明等

- ・ 本年度、長野労働局により、9 の労働基準監督署単位で、「労働時間等説明会」が秋以降開催される予定であり、国土交通省、建設部からの説明もあるため、協会員への参加の呼びかけをお願いしたい。
- ・ 長野県就業促進・働き方改革戦略会議において、外国人材の受入方針の検討のため、課題を抽出しているところであり、受入の課題について意見をお聞きしたい。

○ 意見交換

【外国人材について】

- [協会]
- ・ 工種が限定され、多能工でない点。日本人若年層を多能工として育成している方針に逆行する。
 - ・ 他産業において、外国人材を受け入れると日本人の賃金の低下圧力になる可能性がある。建設産業においては、指導の立場になれる日本人は賃金上昇が見込まれ、問題とならないと考える。
 - ・ 技能実習生は家族へ仕送りするため、地域経済の発展への寄与が見込めない。家族帯同が可能な2号特定技能なら地域経済に寄与できると考える。
 - ・ 家族帯同となると、年金や児童就学などの点で地方自治体の経費や地域住民の心理面に負担が増してくると考える。
 - ・ 斡旋業者をしっかりとした者に絞ることが必要。
 - ・ 受入企業が私生活管理やサポートをできる責任や体制の整備が必要。

[座長] 外国人材活用の課題について、その他意見があれば、協会で見聞集約をお願いしたい。

【除融雪業務について】

- [協会]
- ・ 今シーズン、来シーズンから既に担い手不足が心配になる。
 - ・ 土日、年末年始等は当番を決めて、天気予報に関わらず待機料を払っている。このフォローについて、分科会でしっかり検討してほしい。
 - ・ 企業独自の待機補償支払いの実態について、経営者が出勤しているため支払いがない例もあるので、土日、長期休暇の待機料も検討してほしい。

[座長] 実態を確認して検討したい。

○ 東日本建設業保証株式会社 小池支店長から

- ・ 地域を支える建設業検討会議の10年において、効果検証が重要とされている。保証統計、財務統計について、効果検証の参考となるデータ提供をしていきたい。

○ 青木技術管理室長から

- ・ 国でもICT活用、働き方改革、週休2日に力を入れていきたいとされている。
- ・ 国と地方のレベルの違いのすりあわせは課題になるが、発注者協議会を通じて一緒に考えていきたい。
- ・ ネットワーク会議での議題となった女性技術者と知事との懇談を進めたい。

以上